# 令和5年度 第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

種 類	内 容	ページ番号
	令和5年度 第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第	3
	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について	4
資料1	金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱	5
資料2	教科書採択の方法(文部科学省)	8
資料3	金沢市教育委員会の採択の仕組み	1 0
資料4	石川県における10の採択地区について	1 1
資料5	令和5年度 教科書採択事務等の日程について	1 2
資料6	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(写)(小学校用教科書)	1 3
	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(写)(小学校「特別の教科 道徳」)	
【議案1】	令和5年度教科用図書調査委員会委員について	1 5
資料7	令和6年度使用教科書(小学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書)の	1 7
	採択方針(写)(県)	
資料8	令和6年度使用教科書(小学校用教科書)採択方針(金沢市)	1 8
【議案2】	教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究員会の調査研究項目について	1 9
	(小学校用教科書)	
資料9	教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究員会の調査研究報告書について (小学校用教科書)	2 0

資料10	令和6年度使用教科書(小学校用教科書(「特別の教科 道徳」))の採択方針(写)(県)	2 3
資料11	令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科」道徳」)採択方針(金沢市)	2 4
【議案3】	教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究員会の調査研究項目について	2 5
	(小学校「特別の教科」道徳」)	
資料12	教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究員会の調査研究報告書について	2 6
	(小学校「特別の教科 道徳」)	
資料13	令和5年度 教科書展示会開催要項	28
資料14	令和5年度 金沢市教科書展示会の開催 (報道資料)	3 1

#### 令和5年度 第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第

日 時 令和5年6月1日(木)15:00~16:30

会 場 金沢ふるさと偉人館3階 講座室

- 1 開会挨拶
- 2 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命
- 3 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の役割について
- 4 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員長・副委員長選出
- 5 教科用図書採択制度の仕組みについて
- 6 諮 問(小学校用教科書及び小学校「特別の教科 道徳」について)
- 7 議 事
  - 議案1 教科用図書調査委員会委員について
  - 議案2 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について(小学校用教科書)
  - 議案3 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について(小学校「特別の教科 道徳」)
- 8 令和5年度 教科書展示会について
- 9 事務連絡
- 10 閉会挨拶

## 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり委員を委嘱及び任命します。

### 1 委嘱及び任命する委員

♪	伊藤 伸也	金沢大学人間社会学域学校教育学類准教授		
学識経験者	松原 道男	金沢大学人間社会学域学校教育学類教授		
	相羽 大輔	金沢市PTA協議会会長		
金沢市PTA協議会役員	中田 明秀	金沢市PTA協議会副会長		
	沖田 拓	金沢市立小立野小学校長		
学校関係者	中村 晶子	金沢市立泉野小学校長		
	濱嵜 紀世美	金沢市立千坂小学校長		

(五十音順 敬称略)

## 2 任期

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

## 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の 採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項(同法49条及び第62条において準用する場合を含む。)及び 同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。) を置く。

(教科用図書の採択)

- 第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)及び各学校に教科 用図書研究委員会(以下「研究委員会」という。)を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採 択に係る意見を答申する。

- 2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 金沢市PTA協議会役員
  - (3) 学校関係者
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。
- 6 委員長は、会務を統括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

- 第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 当該教科用図書の種類
  - (2) 当該教科用図書を採択した理由
  - (3) 教科用図書の研究のために作成した資料
  - (4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

- (5) その他教育委員会が適当と認める事項
- 2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成3年条例第2号) 第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとす る。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

#### 教科書採択の方法

#### 1) 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。

#### 2) 採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については無償措置法によって定められています(図3参照)。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校(公立大学法人が設置する学校を除く。)については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。

(1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等(書目)を文部科学大臣に届け出ます。文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます。教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、編修趣意書を、採択関係者に周知しています。(平成 25 年度までの編集趣意書に代えて、 平成 26 年度からは新規に編集された教科書について検定申請時に各発行者から提出され、検定合格後の図書の内容と整合するよう更新されたものとなっています。)

- (2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・私立大学法人が設置する学校・私立学校等に送付します。
- (3) 採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にありますが、適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴くこととなっています。

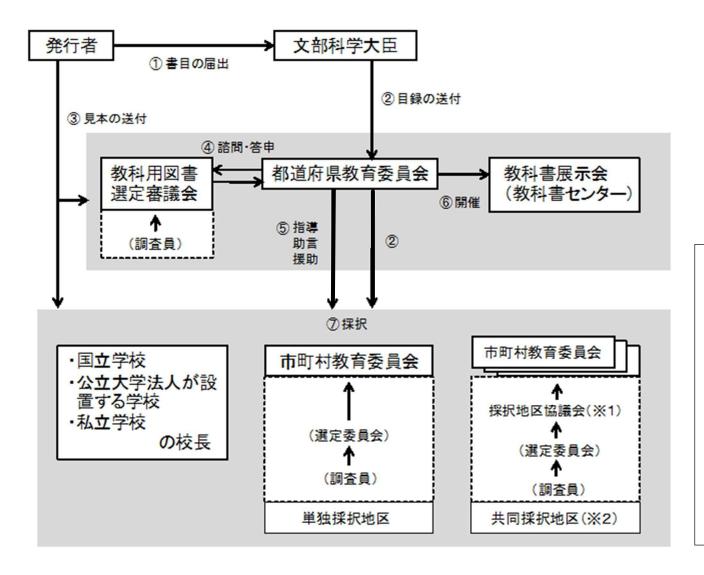
この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。 この展示会は、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場(教科書センター)等で行われています。なお、教科書センターは昭和31年以来設置されているもので、令和4年6月現在全国に961か所あります。さらに、国民の教科書に対する高い関心に応えるため、近年では、公立図書館や学校図書館における教科書の整備も進められています。

(4) 採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で一種目ごとに一種の教科書を採択します。 なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4年間同一の教科書を採択することとされています。

文部科学省ホームページ「教科書制度の概要」より

#### 図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み

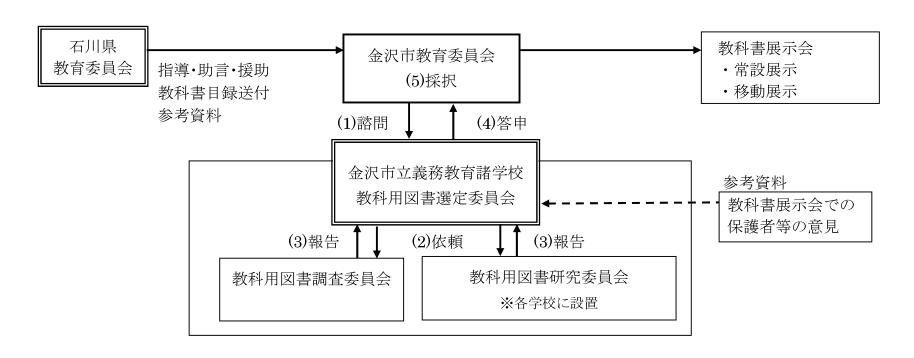


#### 主な根拠法令

- ・採択の権限 地教行法第 21 条第 6 号 発行法第 7 条第 1 項
- ・採択の方法等、採択の時期 地教行法第 48 条 無償措置法第 10 条、第 11 条、第 12 条、 第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、 第 17 条 無償措置法施行令第 8 条、第 9 条、 第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、 第 14 条、第 15 条

発行法第4条、第5条、第6条

## 金沢市教育委員会の採択の仕組み



金沢市立小学校、中学校管理規則

第4章 教材の取扱い

第12条 (教科書)

教科書(文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書をいう。以下同じ。)は、委員会が採択したものを使用しなければならない。

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条

教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。) を置く。

## 石川県における10の採択地区について

	加賀	小松	能美川北	白山	野々市	金沢	河北	羽咋	七尾鹿島	奥能登
--	----	----	------	----	-----	----	----	----	------	-----

【令和5年度 学校教育指導の重点 資料編(石川県教育委員会)より】

#### (根拠法令) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年12月制定)

(採択地区)

- 第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた 地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。
- 第13条 4 ……採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。
  - 5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議 の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 第15条 市町村の教育委員会は…義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を 公表するよう努めるものとする。

## 令和5年度 教科書採択事務等の日程について

5月31日(水) 13:30~15:00 金沢市役所第二本庁舎 2201会議室	定例教育委員会議	<ul><li>・採択方針</li><li>・選定委員会への諮問</li><li>・選定委員会委員の委嘱及び任命、承認</li></ul>
6月 1日(木) 15:00~16:30 金沢ふるさと偉人館	第1回選定委員会	<ul><li>・調査委員会委員の委嘱、承認</li><li>・研究委員会の設置</li><li>・調査研究項目の審議</li></ul>
6月 6日(火) 15:30~16:40 長土塀青少年交流センター	第1回調查委員会	・調査研究の進め方の理解
6月 8日(木) ~6月29日(木) 金沢市立小学校32校	教科書展示会(移動展示)	・各学校における教科書の移動展示
6月12日(月) ~6月29日(木) 金沢市教育プラザ富樫	教科書展示会(常設展示)	・金沢市教育プラザ富樫にて教科書の展示
7月 4日(火) 9:00~16:40 金沢市立泉野図書館	第2回調査委員会	・調査研究報告書の作成
7月25日(火)・7月26日(水) 13:00~17:00 金沢ふるさと偉人館	第2回選定委員会 第3回選定委員会	・調査研究報告(調査委員会、研究委員会、 展示会での意見等)をもとに答申案の作成
7月31日(月) 15:30~19:00 金沢市役所第二本庁舎 2201会議室	定例教育委員会議	・選定委員会の答申を受け、教科書の採択
8月10日(木) 16:00~19:00 金沢市役所第二本庁舎 2201会議室	臨時教育委員会議	・選定委員会の答申を受け、教科書の採択
8月17日(木) 16:00~19:00 金沢市役所第二本庁舎 2201会議室	臨時教育委員会議	・選定委員会の答申を受け、教科書の採択
8月末		・採択期限:8月31日(木) ※県への採択結果等報告
9月初め		•採択結果等の公表



#### 諮問

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金 沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

#### 令和6年度使用教科書(小学校用教科書)の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和5年6月1日



記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書は、「小学校用教科書目録」(令和6年度使用)に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。
- (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- (3) 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7)本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。
- (8) 金沢市や児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
- (9)「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。
- 3 英語の教科書研究にあたっては、上記の観点に加え、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。
  - ・ 英語のデジタル教科書において、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの基礎的な技能を身に付けられるよう、工夫が図られていること。



金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金 沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和5年6月1日



記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、小学校用教科書(「特別の教科 道徳」) は、「小学校用教科書目録」(令和6年度使用)に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、採択に係る意見を答申すること。
- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2)問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報 化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7)本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の 発達の段階に適応していること。

# 令和5年度教科用図書調査委員会の委員について

種目	長 氏名	役職	学核	<b>泛名</b>
	〇 中川 佳美	校長	南小立野	小学校
	瀬川 智永子	教諭	小立野	小学校
国語	舟木 慎治	教諭	千坂	小学校
(7名)	仮 隆明	教諭	泉野	小学校
	塩谷 恵子	教諭	中村町	小学校
	辻口 哲也	教諭	杜の里	小学校
	中山 典子	教諭	伏見台	小学校
書写	〇 山口 久代	校長	夕日寺	小学校
(3名)	町岡 明日香	教諭	米丸	小学校
(0/4)	南 満理子	教諭	長坂台	小学校
	□ 東 佐千雄	校長	米泉	小学校
社 会	伊藤 隆志	教諭	戸板	小学校
(5名)	浅香 泰江	教諭	諸江町	小学校
(0,1)	新谷 正志	教諭	新神田	小学校
	城崎 雅之	教諭	医王山	小学校
地図	○ 松井 知佳子	校長	中村町	小学校
(3名)	土師 満	教諭	米丸	小学校
(3,1)	右近宏明	教諭	三馬	小学校
	○ 佐南谷 弥生	校長	富樫	小学校
算 数 (7名)	倉谷 英梨	教諭	十一屋	小学校
	諸岡 晋哉	教諭	浅野町	小学校
	野間 佐和子	教諭	小坂	小学校
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	納谷 有紀恵	教諭	伏見台	小学校
	前田 敬子	教諭	金石町	小学校
	石井 亜季	教諭	浅野川	小学校

	│ ○ │井表 照雄	校長	三馬	小学校
田 利.	戸田 真実	主幹教諭	小立野	小学校
理 科 (5名)	常光 史明	主幹教諭	森本	小学校
	狩野 祐史	主幹教諭	朝霧台	小学校
	竹田 嘉徳	教諭	明成	小学校
生活	○ 坂井 文代	校長	森本	小学校
(3名)	室木 千恵子	教諭	明成	小学校
(3名)	土屋陽子	教諭	三和	小学校
音楽	○ 室谷 卓郎	教頭	犀川	小学校
(3名)	諏訪部 満美	教諭	戸板	小学校
(3名)	長瀬 裕之	教諭	米泉	小学校
図画工作	○ 谷本 克典	教頭	森山町	小学校
(3名)	岡田美絵	教諭	諸江町	小学校
(3石)	笠原 奈保実	教諭	小坂	小学校
家庭	│ ○ │後山 利佳	校長	西	小学校
(3名)	馳裕紀子	教諭	馬場	小学校
(3名)	中田泉	教諭	泉野	小学校
保健	○ 脇田 誉志昭	校長	四十万	小学校
(3名)	河南 奈緒子	教諭	不動寺	小学校
(3名)	石尾 雄介	教諭	大徳	小学校
<b>本</b>	│ ○  西野 聡子	校長	金石町	小学校
英 語 (3名)	河隝 慶子	教諭	四十万	小学校
	鈴木 友紀	教諭	泉	小学校
	○ 鶴岡 美津代	校長	大野町	小学校
道徳	松井 由紀	教諭	富樫	小学校
(4名)	高市 初子	教諭	額	小学校
	星野 あゆみ	教諭	南小立野	小学校



令和6年度使用教科書(小学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書) の採択方針

石川県教育委員

令和6年度使用教科書(小学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書(以下「一般図書」という。))の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮するとともに、次のことに配意すること。

#### 1 小学校用教科書の採択について

- (1) 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。

#### [採択の留意点]

- ① 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- ② 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- · ③ 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
  - ④ 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
  - ⑤ 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
  - ⑥ 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
  - ⑦ 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。

#### [選定資料等の活用]

令和6年度使用小学校用教科書の採択に当たっては、石川県教育委員会が作成する、「令和6~9年度使用小学校用教科書石川県教科用図書選定資料」、及び、文部科学省において取りまとめた「教科書編修趣意書」等を活用すること。

#### 2 一般図書の採択の留意点について

- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。
- ② 教科の目標に沿う内容をもつものであり、上学年で使用することとなる教科書との関連性や系統性を考慮すること。

#### [選定資料の活用]

一般図書の採択に当たっては、今年度、石川県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を活用すること。

### 令和6年度使用教科書(小学校用教科書)採択方針

令和6年度使用教科書(小学校用教科書)の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。

#### 教科用図書調査委員会の調査研究項目について(小学校用教科書)

- 1 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- 2 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- 3 児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- 4 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- 5 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、児童の発達の段階に適しており、文字の書体の大きさ、図版等の印刷が適切であること。
- 8 金沢市や児童の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
- 9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。
- 10 英語のデジタル教科書において、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの基礎的な技能を身に付けられるよう、 工夫が図られていること。

#### 各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について(小学校用教科書)

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。
- 5 その他の特記事項(各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等)

## 教科用図書調査委員会 調査研究報告書 令和6年度使用教科用図書(小学校用教科書)

教科用図書調査委員会 調査研究	記報告書 令和6年度使用教科用図	書(小学校用教科書)	教科(	)  種目	( )
発行者番号・略称 調査研究項目					
1 基礎的・基本的な知識や技能の 習得のため、学習内容を確実に身 に付けることができるような記述 の充実が図られていること。					
2 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。					
3 児童の興味・関心を生かした自 主的、自発的な学習が促されるよ う配慮されていること。					
4 伝統と文化を尊重する態度、道 徳性などを養うための内容や話 題・題材の充実が図られているこ と。					
5 現代的な諸課題への対応や各教 科等との関連に配慮が見られるこ と。					
6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。					
7 本文の内容、挿絵、写真及び図 等の扱いが、児童の発達の段階に 適しており、文字の書体の大き さ、図版等の印刷が適切であるこ と。					
8 金沢市や児童の実情に即し、金 沢ベーシックカリキュラム等を踏 まえた指導との関連が図られてい ること。					
9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学 習が展開できるような構成や工夫 が図られていること。					

### 教科用図書調査委員会 調査研究報告書 令和6年度使用教科用図書(小学校用教科書)

発行者番号 · 略称 調査研究項目 1 基礎的・基本的な知識や技能の習 得のため、学習内容を確実に身に付 けることができるような記述の充実 が図られていること。 2 思考力・判断力・表現力等を育む ため、知識や技能を活用して課題を 解決する過程を重視した学習の記述 の充実が図られていること。 3 児童の興味・関心を生かした自主 的、自発的な学習が促されるよう配 慮されていること。 4 伝統と文化を尊重する態度、道徳 性などを養うための内容や話題・題 材の充実が図られていること。 5 現代的な諸課題への対応や各教科 等との関連に配慮が見られること。 6 教材や内容は、学年相互間の関連 が図られ、系統的・発展的に構成・ 配列されていること。 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等 の扱いが、児童の発達の段階に適し ており、文字の書体の大きさ、図版 等の印刷が適切であること。 8 金沢市や児童の実情に即し、金沢 ベーシックカリキュラム等を踏まえ た指導との関連が図られているこ 9 「自分で みんなで 考える 金 沢型学習スタイル」に基づく学習が 展開できるような構成や工夫が図ら れていること。 10 英語のデジタル教科書において、 聞くこと、読むこと、話すこと、書 くことの基礎的な技能を身に付けら れるよう、工夫が図られているこ

教科(外国語)

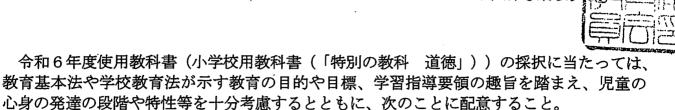
種目(英語)

## 教科用図書研究委員会 調査研究報告書 令和6年度使用教科用図書(小学校用教科書)

教科用図書研究委員会 調査研	ff究報告書 令和6年度使用教科用	図書(小学校用教科書)	(	)小学校  種目(   )
発行者番号・略和 調査研究項目	称			
1 知識及び技能が習得されるよう にするための工夫がなされている こと。	5			
2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。				
3 学びに向かう力、人間性等を涵 養するための工夫がなされている こと。				
4 金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。	引 う			
5 その他の特記事項(各教科等と の関連、学年相互の関連、挿絵や 写真、図等の扱い、書体や文字の 大きさ等)	7			

令和6年度使用教科書(小学校用教科書(「特別の教科 道徳」)) の採択方針

石川県教育委員



- 1 小学校用教科書(「特別の教科 道徳」)の採択の留意点について
  - ① 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを 基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されて いること。
  - ② 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
  - ③ 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
  - ④ 生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の 現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
  - ⑤ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
  - ⑥ 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
  - ⑦ 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の 印刷が児童の発達の段階に適応していること。

#### [選定資料等の活用]

令和6年度使用小学校用教科書(「特別の教科 道徳」)の採択に当たっては、石川県教育委員会が作成する、「令和6~9年度使用小学校用教科書(「特別の教科 道徳」)石川県教科用図書選定資料」、及び、文部科学省において取りまとめた「教科書編修趣意書」等を活用すること。

#### 令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針

令和6年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

#### 教科用図書調査委員会の調査研究項目について (小学校「特別の教科 道徳」)

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な 課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が児童の発達の段階に適応していること。

#### 各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について(小学校「特別の教科 道徳」)

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 その他の特記事項(各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等)

教科用図書調査委員会 調査研究報告書 令和6年度使用教科用図書(小学校「特別の教科 道徳」) 教科( 道徳 ) 種目( 道徳 )

発行者番号・略称 調査研究項目		
1 考えを深め、判断し、表現する 力などを育むことができるよう、 自分の考えを基に話し合ったり書 いたりするなどの言語活動の充実 が図られるよう配慮されているこ と。		
2 問題解決的な学習、道徳的行為 に関する体験的な学習の充実が図 られるよう配慮されていること。		
3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、 これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。		
4 金沢市や児童の実情に即し、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。		
5 各教科、英語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。		
6 教材や内容は、学年相互の関連 が図られ、系統的・発展的に構 成・配列されていること。		
7 本文の内容、挿絵、写真及び図 等の扱いや、書体、文字の大きさ 及び図版等の印刷が児童の発達の 段階に適応していること。		

## 教科用図書研究委員会 調査研究報告書 令和6年度使用教科用図書(小学校「特別の教科 道徳」)

教科(道徳)種目(道徳) 発行者番号・略称 調査研究項目 1 考えを深め、判断し、表現する 力などを育むことができるよう、 自分の考えを基に話し合ったり書 いたりするなどの言語活動の充実 が図られるよう配慮されているこ 2 問題解決的な学習、道徳的行為 に関する体験的な学習の充実が図 られるよう配慮されていること。 3 主体的に学習に取り組み、自ら を振り返って成長を実感したり、 これからの課題や目標を見付けた りすることができるよう配慮され ていること。 4 金沢市や児童の実情に即し、生 命の尊厳、自然、伝統と文化、先 人の伝記、スポーツ、情報化への 対応等の現代的な課題など、多様 な題材の充実が図られているこ 5 その他の特記事項(各教科等と の関連、学年相互の関連、挿絵や 写真、図等の扱い、書体や文字の 大きさ等)

## 令和5年度 教科書展示会開催要項

金沢市教育委員会

「令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」(令和5年3月31日付4初教科第72号)に基づき、教科書展示会を 開催する。

#### 1 常設展示

- (1)会場 金沢市教育プラザ富樫 2号館1階 213研修室 金沢市富樫3丁目10番1号 TEL 243-1054
- (2)期間 令和5年6月12日(月)から6月29日(木)まで 9時00分から20時00分まで ※土曜日、日曜日は、17時00分まで
- (3)展示教科書 [小学校用]

国語

・書写

社会

地図

算数

• 理科

生活

• 音楽

• 図画工作

家庭

保健

道徳

· 外国語(英語)

### 「中学校用〕

国語

- ・書写
- 社会(地理的分野)

- 社会 (歷史的分野)
- 社会(公民的分野)
- 音楽(一般)

- 数学 ·音楽(器楽合奏)
- 理科

• 保健体育

- ・美術

• 地図

- · 外国語(英語)
- 技術・家庭(技術分野)・技術・家庭(家庭分野)・道徳

#### 2 移動展示

(1)会場 金沢市内小学校(32校)

※(4)の移動日程に基づき、4日間ごとに移動展示する。

(2)期間 令和5年6月8日(木)から6月29日(木)まで 9時30分から16時30分まで ※土曜日、日曜日は開催しない。

#### (3) 展示教科書

[小学校用]

国語 ・書写・社会

• 地図

算数

・理科・生活

音楽

・図画工作 ・家庭 ・保健

道德

・外国語(英語)

#### (4)移動日程 (囲み文字の学校が展示校)

	1	2	3	4	5	6	7	8
6/8(木)~6/13(火)	四十万	長坂台 内川	戸板	大徳	金石町 大野町	緑 安原	森本 花園	犀川 湯涌
6/14(水)~6/19(月)	額扇台	泉野 十一屋	米丸	長田町 西	木曳野	西南部	不動寺 三谷	朝霧台
6/20(火)~6/23(金)	伏見台 富樫	小立野 南小立野	中村町 新神田	明成 浅野町	鞍月 栗崎	押野 三和	千坂 大浦	田上 医王山
6/26(月)~6/29(木)	泉	犀桜	中央 芳斎分校	馬場 森山町	諸江町 浅野川	三馬米泉	小坂 夕日寺	兼六 杜の里

#### (5) 移動展示の方法及び注意事項

- ① 小学校を8グループに分け、移動展示をする。
- ② 展示校では、職員の目が届き、施錠ができる部屋等に、教科書の設置場所(スペース)を設け、閲覧がしやすいように机・椅子等 を置くとともに、毎日冊数を確認するなど管理を徹底する。

- ③ 展示校以外の学校においては、展示校や常設展示場を利用し、調査研究する。
- ④ 各グループの最初の展示校へは、学校指導課が教科書、閲覧者氏名記入用紙、保護者意見箱及び意見感想用紙を搬送する。
- ⑤ 閲覧者名簿は、職員室に置く。(閲覧者は職員室で記名後、閲覧する。)
- ⑥ 展示校は、次の展示校と連絡調整の上、教科書、意見箱等を搬送する。 次の展示校の校長又は教頭、主幹教諭、教務主任のいずれかが立ち会い、教科書の数等をチェック表で確認の上、展示の準備を する。チェック表は、次の展示校が C4th 個人連絡で学校指導課担当に提出する。
- (7) 保護者用意見箱は、中の用紙を出さず、そのまま次の学校に渡す。
- ⑧ 閲覧者名簿は、各学校での展示終了後、担当あて【親展】とし、学校メールカーで提出する。
- ⑨ 最終の展示校は、展示期間終了後、学校指導課が回収するまで保管する。学校指導課は、教科書の数等を確認して受け取る。

#### (6) 保護者等への周知

各小学校においては、学校だより、学年だより、ホームページ等を通して、移動展示期間に閲覧可能である旨を保護者等に周知する。 なお、閲覧希望の方への対応は、各会場校で行う。

- 3 法律に定められた教科書展示会について
- (1)展示期間 令和5年6月14日(水)から6月27日(火)まで
- (2) 展示場所 金沢・富樫センター (金沢市教育プラザ富樫)
- ※ 法律で定められた教科書展示会を併せて開催する。

令和5年6月 日 学 校 指 導 課 担当:谷内・小寺

Tel 2 2 0 - 2 4 4 9

## 令和5年度 金沢市教科書展示会の開催

来年度(令和6年度)から、小学校で使用する文部科学大臣の検定を経た教科書を展示します。

保護者や市民の皆様からご意見・ご感想をお聞きするための意見箱を設置しており、ご意見等は教科書採択に際しての参考とさせていただきます。

#### 1. 常設展示

日時 令和5年6月12日(月)から6月29日(木)まで 9時00分から20時00分まで ※土、日は、17時00分まで

会場 金沢市教育プラザ富樫(金沢市富樫3-10-1 TEL:243-1054) ※2号館1階 213研修室 室内で受付後、閲覧ください。

#### 2. 移動展示

日時 令和5年6月8日(木)から6月29日(木)まで 9時30分から16時30分まで ※土、日は、閲覧できません。

会場 金沢市立小学校(32校) ※移動日程は下記のとおり ※各学校の職員室で受付後、指定場所において閲覧ください。

移動展示場となる学校及び展示期間は、次のとおりです。

期間	会場
6月8日(木)~13日(火)	四十万小学校、長坂台小学校、戸板小学校、大徳小学校、金石町小学校、緑小学校、森本小学校、犀川小学校
6月14日(水)~19日(月)	額小学校、泉野小学校、米丸小学校、長田町小学校、木曳野小学校、西南部小学校、 不動寺小学校、朝霧台小学校
6月20日(火)~23日(金)	伏見台小学校、小立野小学校、中村町小学校、明成小学校、鞍月小学校、押野小学校、 千坂小学校、田上小学校
6月26日(月)~29日(木)	泉小学校、犀桜小学校、中央小学校、馬場小学校、諸江町小学校、三馬小学校、小坂小学校、兼六小学校